

令和 7 年度上半期那覇市立こども園給食センター灯油購入単価契約に係る
制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項並びに地方自治法施行令第167条の5第1項及び第167条の5の2第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び那覇市契約規則（平成26年那覇市規則第59号）第4条第1項の規定により、次のように公告する。

那覇市長 知念 寛



1 入札に付する事項

- (1) 件 名 令和 7 年度上半期那覇市立こども園給食センター灯油購入単価契約
- (2) 履行期間 令和7年4月1日～令和7年9月30日
- (3) 履行場所 那覇市立こども園東給食センター（那覇市与儀2-10-20）
那覇市立こども園西給食センター（那覇市楚辺2-1-1）
- (4) 履行内容 別添「仕様書」のとおり
- (5) 給油予定量 別添「過去の購入実績」を参照。

※参考であり、購入の義務を負う量ではない。

2 入札参加資格要件

入札公告日から開札日まで（要件ごとに基準日が定められている場合は、当該定められた基準日）の間、次に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 那覇市法制契約課の令和6・7年度那覇市物品購入等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に定める者に該当しないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、

入札参加停止期間を経過していること。

- (4) 営業に関し法令上資格等を必要とする場合にあっては、それらの資格等を有していること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (6) 本市において指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 代表者又は役員、代理又は媒介をする者その他の関係者が次のいずれにも該当すること。
 - ア 暴力団（那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号の暴力団をいう。以下同じ。）の関係者又は暴力団員（暴排条例第2条第2号の暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
 - イ 暴力団又は暴力団員の統制下にないこと。
 - ウ 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (8) 暴力団員又は法人であってその役員が暴力団員でない者。

3 本件入札等に関する質問及び回答

- (1) 質問期限 令和7年2月26日（水）午後1時 ※厳守
質問期限までに質問がない場合は質問なしとみなします。
- (2) 質問方法 （様式1）質問疑義照会書にて提出
- (3) 提出先 「10 お問い合わせ」先のFAXまたは代表メールまで
※メールの件名は「(質問) 令和7年度上半期那覇市立子ども園給食センター
灯油購入単価契約」とし、FAXまたはメール送信後は、必ず子ども政策課へ電話連絡をすること。
- (4) 回答 令和7年3月3日（月）午後5時までに、那覇市ホームページに掲載する。質問が無い場合は掲載しない。

4 入札参加申請

入札参加者は以下に掲げる方法でこれを申請することとする。なお、申請期限までに提出書類を提出しない者、または入札参加資格要件を満たしていない者は当該入札に参加することができない。

- (1) 申請期限 令和7年3月7日（金）午後5時
- (2) 申請先 那覇市子ども政策課（那覇市役所本庁3階）

(3) 提出書類 「(様式2) 入札参加申請書」

(4) 申請方法

「(様式2) 入札参加申請書」を上記申請先へ提出、または「10 お問い合わせ」記載のこども政策課へFAXまたは代表メールへ送信し、原本を入札時に持参すること。また、送信後は必ずこども政策課へ電話すること。なお、提出期限後における提出書類の差し替え及び再提出は認めません。

(5) その他

- ・押印は、本市法制契約課に届出をしている印鑑登録届出印を使用してください。
- ・提出された書類は返却しません。
- ・入札参加資格要件を満たしていない場合のみ、当課より連絡いたします。

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日 時 令和7年3月19日(水) 13時30分

(2) 場 所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所3階 301AB会議室

(3) 入札方法 直接投函

(4) 入札時提出書類

ア (様式3) 入札書

イ 代理人が提出する場合にあっては(様式4) 委任状

ウ (様式2) 入札参加申請書 ※FAXまたは電子メールで提出した場合のみ

※様式については、那覇市ホームページよりダウンロードすること。

6 入札保証金 那覇市契約規則第8条第1項第2号に基づき免除

7 契約保証金 別紙入札説明書のとおり

8 無効の入札 別紙入札説明書のとおり

9 その他

- (1) 入札説明会は開催しませんので、別添の仕様書や入札説明書をよくご確認のうえご参加ください。
- (2) 本件は、令和7年度当初予算成立を前提とした年度開始前準備手続きであり、本市議会にお

いて当初予算案が否決もしくは修正された場合は一部または全部の契約を締結できないことがありますので、予めご留意願います。

(3) その他の事項について、入札説明書を確認すること。

10 お問い合わせ

那覇市こどもみらい部 こども政策課 こども施設グループ

担当：嘉陽、上原、福原

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話 098-861-2110 FAX 098-917-0106

代表メール：KM-SEI001@city.naha.lg.jp

(ハイフン後はエスイーアイゼロゼロイチ)